万国郵便連合一般規則の第五追加議定書をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十一号

万国郵便連合一般規則の第五追加議定書

ドバイにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3及び5の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則第百一条を次のように改める。

第百一条　大会議及び臨時大会議の組織及び会合

1　加盟国の代表者は、前回の大会議が開催された年の終了後四年以内に、大会議として会合する。

2　加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができない。

3　大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定がされた国において開催することができないことが判明した場合には、管理理事会は、大会議の開催される国を、当該指定がされた国と合意の上指定することができる。この3の規定は、大会議への遠隔での参加を許可し、又は制限する大会議内部規則のいかなる規定の適用も妨げるものではない。

4　招請政府は、国際事務局と合意の上大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介によって送付することができる。

5　招請政府なしに大会議を開催しなければならない場合には、国際事務局は、管理理事会の同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し、及び組織するために必要な措置をとる。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。

6　臨時大会議の開催地は、その開催を発議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。

7　2から5まで及び次条の規定は、臨時大会議について準用する。

第二条

一般規則第百五条を次のように改める。

第百五条　連合の機関のオブザーバー

1　次の者は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

1.1　国際連合

1.2　地域連合

1.3　諮問委員会の委員

1.4　大会議の決議又は決定により、連合の会合にオブザーバーとして参加することを許可された団体

2　次の者は、第百七条1.12の規定に従って管理理事会により正当に指定された場合には、特別のオブザーバーとして大会議の特定の会合に参加するよう招請される。

2.1　国際連合の専門機関及び他の政府間機関

2.2　国際機関、団体若しくは企業又は資格のある者

3　1に規定するオブザーバーに加えて、管理理事会及び郵便業務理事会は、連合及びその機関にとって利益となる場合には、内部規則に従って、当該各理事会の会合に参加する特別のオブザーバーを指定することができる。

第三条

一般規則第百六条を次のように改める。

第百六条　管理理事会の構成及び運営

1　管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2　大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3　管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。第一段から第三段までの規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成する表において太平洋諸島の国及び地域として定められている加盟国の属する地理的集団については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

4　管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5　第百十条に別段の定めがある場合を除くほか、管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6　管理理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチームその他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第四条

一般規則第百十条を次のように改める。

第百十条　旅行の費用の償還及び議長に対する手当の支払

1　管理理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、同理事会及び国際連合がそれぞれ作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。鉄道又は当該他の方法による旅行の費用について償還される額は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。これと同様の権利は、同理事会の委員会又は他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会又は他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。

2　さらに、1に規定する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国が管理理事会の議長国である場合には、当該加盟国の一人の代表者は、その資格において同理事会、郵便業務理事会、連合の常設機関の調整委員会及び連合の積立制度に係る管理会の会合に参加するために、1に定める償還と同様のもの及び日ごとの滞在費（連合の職員に適用される条件を準用して支払われるもの）を受ける権利を有する。